

2009年6月26日

自民党職員による私の名誉毀損訴訟に対する最高裁決定について

衆議院議員 岡田 克也

2月5日、私が控訴人である謝罪広告等請求控訴事件について、私に対する名誉毀損を認め、被控訴人に損害賠償の支払いを命じる東京高裁判決が下されました。被控訴人・田村重信氏（自民党政務調査会首席専門員）はこれを不服とし、最高裁に上告していましたが、本日棄却され、高裁判決が維持されました。

政治家に対する批判は基本的には広く認められるべきですが、それはあくまで事実に基づいたものでなければなりません。今回の最高裁決定は、その当然のことが改めて確認されたものであり、評価します。

田村氏が今回の最高裁決定を真摯に受け止め、今後は事実に基づいた言論活動を行うことを強く期待します。

<控訴事件の概要>

被控訴人（田村重信・自民党政務調査会首席専門員）がその著書の中で、控訴人（岡田克也・衆議院議員）が通産省勤務時代に不動産会社「岡田興産」の取締役を務めていたことを取り上げて、「ジャスコの全国展開を推進した岡田興産と通産省の関係で、通産官僚の岡田さんが何らかの便宜を図ったのではないかという疑惑」があるなどと誤った事実を記述し、もって控訴人の名誉を毀損したため、被控訴人に対し謝罪広告の掲載と損害賠償の支払いを求めた。

<東京高裁判決の概要>

「岡田興産の事業を通じて実父が経営する大手流通企業に対する便宜を図ったという疑惑が存在するとの事実を摘示した」ことについて、その「事実の重要部分が真実であることの立証をしないし、上記事実を真実と信じるについて相当の理由があることの主張立証をしない。」「およそ岡田興産がジャスコないしイオングループの全国展開を推進するといった事実があったとは認めがたい」として、被控訴人に対し損害賠償110万円の支払いを命じた。